

神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県におけるアレルギー疾患にかかる施策について検討し、地域の実情に応じた対策の推進を図るため、神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、アレルギー疾患対策に関する次の事項について検討する。

- (1) 県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の推進に関する事
- (2) 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」に関する事
- (3) アレルギー疾患の専門医療機関の指定(県指定病院)に関する事
- (4) その他アレルギー疾患対策の推進に必要な事

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちからがん・疾病対策課長が選任する。

- (1) 県アレルギー疾患医療拠点病院を代表する者
 - ア 地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センターアレルギーセンター センター長
 - イ 横浜市立みなと赤十字病院 アレルギーセンター センター長
 - (2) 中心拠点病院を代表する者
 - ア 独立行政法人国立病院機構相模原病院 臨床研究センター長
 - (3) アレルギー疾患専門医
 - (4) 県内大学病院を代表する者
 - (5) 関係団体を代表する者
 - (6) 研究機関を代表する者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の協議検討事項に関し、必要あるときは構成員以外の者を出席させ、又は他

の方法でその意見を聞くことができる。

3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

2 神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会設置要綱は、平成30年9月30日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。